

令和2年度

一般会計歳出 第9款2項2目12節 委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 政策調整課調査等担当	TEL 742-3713
------	------	-----	--------------------	--------------

設 計 書

- 1 委 託 名 ごみ組成等調査委託
- 2 履 行 場 所 資源循環局保土ヶ谷工場ほか
- 3 履 行 期 間 期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委 託 概 要 本委託は、工場搬入ごみ、事業系ごみ及び
各区の家庭系ごみの組成調査を行うものである。

8 部分払

する (2回以内)
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
前期調査	4月～9月	1	式		()
後期調査	10月～3月	1	式		()

- * 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	(. -)
<hr/>	
内訳	業務価格 (. -)

消費税等相当額	(. -)

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
第1号内訳書 前期調査						
直接人件費						
分類・計量費						
(1) 工場搬入ごみ調査		1	式		()	3-(1)号内訳書
(2) 事業系ごみ調査		1	式		()	3-(2)号内訳書
(3) 家庭ごみ調査		1	式		()	3-(3)号内訳書
計					()	
直接物品費		1	式		()	
直接業務費					()	
業務管理費		1	式		()	
業務原価					()	
一般管理費等		1	式		()	
業務価格					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
第2号内訳書 後期調査						
直接人件費						
1 分類・計量費						
(1) 工場搬入ごみ調査		1	式		()	3-(1)号内訳書
(2) 事業系ごみ調査		1	式		()	3-(2)号内訳書
(3) 家庭ごみ調査		1	式		()	3-(3)号内訳書
2 報告書作成費		1	式			3-(4)号内訳書
計					()	
直接物品費		1	式		()	
直接業務費					()	
業務管理費		1	式		()	
業務原価					()	
一般管理費等		1	式		()	
業務価格					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
3-(1)号内訳書 工場搬入ごみ調査						
(1) 試料採取		(15)	回		()	4-(1)-(1)号内訳書
(2) 分類・計量		(15)	回		()	4-(1)-(2)号内訳書
(3) データ整理		6	回			4-(1)-(3)号内訳書
計					()	
3-(2)号内訳書 事業系ごみ調査						
(1) 試料採取		(2)	回		()	4-(2)-(1)号内訳書
(2) 分類・計量		(2)	回		()	4-(2)-(2)号内訳書
(3) データ整理		1	回			4-(2)-(3)号内訳書
計					()	
3-(3)号内訳書 家庭系ごみ調査						
(1) 燃やすごみ及び別途回収品 分類・計量		(18)	回		()	4-(3)-(1)号内訳書
(2) 缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類 分類・計量		(9)	回		()	4-(3)-(2)号内訳書
(3)プラスチック製容器包装 分類・計量		(9)	回		()	4-(3)-(3)号内訳書
(4)データ整理		1	回			4-(3)-(4)号内訳書
計					()	
3-(4)号内訳書 報告書作成費						
(1) 報告書作成		1	回			4-(4)号内訳書
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
4-(1)号内訳書 工場搬入ごみ調査						1回あたり
(1) 試料採取	保全技師Ⅱ		人			
	保全技術員補		人			
計						
(2) 分類・計量						
ア ごみの分類・計量	保全技師Ⅱ		人			表-2-(1)工場搬入ごみ 分類表の1、10～15
	保全技術員補		人			
小計						
イ プラスチック類の分類・計量	保全技師Ⅱ		人			表-2-(1)工場搬入ごみ 分類表の2～9
	保全技術員補		人			
小計						
計						
(3) データ整理						
ア ごみのデータ整理	保全技師Ⅱ		人			表-2-(1)工場搬入ごみ 分類表の1、10～15
イ プラスチック類のデータ整理	保全技師Ⅱ		人			表-2-(1)工場搬入ごみ 分類表の2～9
計						
4-(2)号内訳書 事業系ごみ調査						1回あたり
(1) 試料採取	保全技師Ⅱ		人			
	保全技術員補		人			
計						
(2) 分類・計量	保全技師Ⅱ		人			
	保全技術員補		人			
計						
(3) データ整理	保全技師Ⅱ		人			
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
4-(3)号内訳書 家庭系ごみ調査						1回あたり
(1)燃やすごみ及び別途回収品 分類・計量						
ア 燃やすごみ及び別途回収品 の分類・計量	保全技師Ⅱ		人			表-2-(3)燃やすごみ分 類表の1～5、32～49
	保全技術員補		人			
小計						
イ プラスチック類の分類・計量	保全技師Ⅱ		人			表-2-(3)燃やすごみ分 類表の6～31
	保全技術員補		人			
小計						
計						
(2)缶・びん・ペットボトル及び 小さな金属類 分類・計量	保全技師Ⅱ		人			
	保全技術員補		人			
計						
(3)プラスチック製容器包装 分類・計量	保全技師Ⅱ		人			
	保全技術員補		人			
計						
(4)データ整理						
ア ごみのデータ整理	保全技師Ⅱ		人			表-2-(3)燃やすごみ分 類表の1～5、32～49
イ プラスチック類のデータ整理	保全技師Ⅱ		人			表-2-(3)燃やすごみ分 類表の6～31
計						
4-(4)号内訳書 報告書作成費						1回あたり
(1)報告書作成	保全技師Ⅱ		人			下記以外
(2)プラスチック類の報告書作成	保全技師Ⅱ		人			表-2-(1)工場搬入ごみ 分類表の2～9、表-2-(3) 燃やすごみ分類表の6 ～31
計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

ごみ組成等調査委託仕様書

令和2年度

横浜市資源循環局

一般事項

1 適用範囲

(1) この仕様書は、「ごみ組成等調査委託」に適用する。

(2) この委託は、本仕様書、委託契約約款及び横浜市契約規則並びに仕様書等一覧表において適用する仕様書等の定めに従い実施する。なお、この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。

2 法令の遵守

受託者は、委託内容の実施に当たって関係法令を遵守しなければならない。

3 安全対策及び環境への配慮

受託者は、委託内容の実施に当たっては、資源循環局委託共通仕様書に従い安全対策を講じなければならない。受託者は委託内容の実施に当たって環境に配慮しなければならない。

4 機密保持

受託者は、委託契約約款1条4に基づき、この本委託の仕様書の内容又は実施により知り得た情報等を、委託者の承諾なしに第三者に公開してはならない。

5 個人情報の保護

受託者は、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

また受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。(個人情報取扱特記事項12条)

6 官公署への届出等

委託実施に必要な官公署への手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとし、その費用は受託者の負担とする。なお、必要な届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により、事前に委託者に報告しなければならない。

7 提出書類

(1) 個人情報保護に関する誓約書と研修実施報告書

(2) 資源循環局委託共通仕様書に定めた書類

(3) その他に特記事項で提出を定めた書類

8 成果物

受託者は、本委託業務を完了したときは、特記事項に示す成果物を提出しなければならない。成果物提出後、本市検査員の検査合格をもって履行の完了とする。成果物の提出後、内容に不備、不完全が発見された場合、受託者はその負担と責任において直ちに補正しなければならない。

9 部分払い

受託者は、委託契約約款32条2に基づき、前期（委託年度9月30日まで）履行済部分について部分払いを請求することができる。その場合、同年10月31日までに協議で定めた成果物を提出し、検査合格しておくこと。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者の間で協議して定めること。

特記事項

1 委託名称

ごみ組成等調査委託

2 調査で使用する物品

調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。ただし、委託者所有（表一1 参照）の用具を使用することもできる。

3 分類作業場所

分類作業は保土ヶ谷工場敷地内を基本とし、委託者が指定する場所で行うこと。

保土ヶ谷工場：保土ヶ谷区狩場町355

4 調査期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(1) 前期：令和2年4月1日～令和2年9月30日

(2) 後期：令和2年10月1日～令和3年3月31日

5 調査日時

委託者の指定する日時

6 調査内容

6-1 工場搬入ごみ調査

(1) 調査対象

次の4工場を調査することとする。

ア 鶴見工場：鶴見区末広町1-15-1

イ 旭工場：旭区白根2-8-1

ウ 金沢工場：金沢区幸浦2-7-1

エ 都筑工場：都筑区平台27-1

(2) 調査回数 30回

ア 鶴見工場：6回（3回/期×2期）

イ 旭工場：6回（3回/期×2期）

ウ 金沢工場：12回（6回/期×2期）

エ 都筑工場：6回（3回/期×2期）

(3) 調査方法

ア 試料採取

調査対象工場のホッパーステージにおいて、クレーンで降ろした試料ごみ（概ね300～400kg程度）を平らに広げる。試料ごみを、偏らないように、試料採取容器に4籠（計8000）採取し、計量する。試料は、4籠のうち、委託者が指定する3籠を確保し、残り1籠はその場で廃棄する。確保した3籠は、保土ヶ谷工場内の委託者指定場所へ運搬（運搬時には、試料の飛散・降雨等の対策を講じること）する。

3籠のうち、委託者が指定する2籠（計4000）を調査試料とする。

イ 組成別重量の計測

表一2-（1）に基づき分類し、各分類項目の重量を計測する。小型家電については個々の名称を記録するとともに撮影する。

ウ 水分量計測

表－２－（１）に基づき、分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計測後、乾燥機で 80℃、原則 7 日間乾燥し、乾重量を計測する。恒量が確認できれば、7 日未満の乾燥でも構わないとする。なお、水分量計測に使用しない試料は廃棄する。

エ 試料の保管

指定した月の水分量計測後の試料は、分類項目毎に試料名を記載した試料保管用容器（ポリ袋）に入れ、保土ヶ谷工場敷地内の、委託者が指定した場所に保管する。なお、指定をしない月の試料は廃棄する。

6－2 事業系ごみ調査

- (1) 試料採取 6－1 (1)調査対象に掲げる 4 工場のうち委託者が指定する工場で行う。
- (2) 調査回数 4 回（2 回/期× 2 期）
- (3) 調査方法

ア 試料採取

試料採取工場の投入ステージにおいて、事業系ごみ収集車両 1 台から降ろされたごみを、偏らないように、試料採取容器に 3 籠（計 6000）採取し、重量を計測する。原則 1 回あたり 1 台の採取とする。試料は 3 籠のうち、委託者が指定する 2 籠を確保し調査試料とする。残り 1 籠はその場で廃棄する。確保した 2 籠は、保土ヶ谷工場敷地内の委託者指定場所に運搬（運搬時には、試料の飛散・降雨等の対策を講じること）する。

イ 組成別重量の計測

表－２－（２）に基づき分類し、各分類項目の重量を計測する。小型家電については個々の名称を記録するとともに撮影する。

ウ 水分量計測

表－２－（２）に基づき、分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計測後、乾燥機で 80℃、原則 7 日間乾燥し、乾重量を計測する。恒量が確認できれば、7 日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び、計測後の乾燥試料は廃棄する。

6－3 家庭系ごみ調査

- (1) 燃やすごみ及び別途回収品調査

別途回収品とは、燃やすごみと同時に収集する乾電池、スプレー缶、燃えないごみ（ガラス類、陶器類、蛍光灯・電球等）である。

ア 調査回数 36 回（1 回/区×18 区/期× 2 期）

イ 調査方法

(ア) 試料採取

保土ヶ谷工場の投入ステージにおいて、委託者が指定した収集車両から降ろされたごみの全量を、ごみが偏らないように、試料採取容器に採取する。採取した試料の重量を計測し、別途回収品は、分類項目毎に重量を計測する。

(イ) 組成調査対象試料の調製

委託者が指定する試料採取容器 4 籠（計 8000）を確保し、残りの試料は廃棄する。別途回収品は、委託者が指定した場所に保管する。

(ウ) 組成別重量の計測

試料の袋を破袋して、内容物を表－２－（３）に従い分類し、各分類項目の重量を計測する。小型家電については個々の名称を記録するとともに撮影する。

厨芥類の分類における判断基準は「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準」(p18)および『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』(p19)を参照する。判断に疑義が生じたものは、取り置いて委託者の判断を仰ぐこととする。

手つかず厨芥は破袋する前に分類し、撮影する。その後、厨芥類とその他(包装、容器等)に分類し、計測する。その他(包装、容器等)の分類は表-2-(3)に従うこと。

(エ) 水分量計測

表-2-(3)に基づき、分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計測後、乾燥機で80℃、原則7日間乾燥し、乾重量を計測する。恒量が確認できれば、7日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料、及び計測後の乾燥試料は委託者の指示に従い廃棄する。

(2) 缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類調査

ア 調査回数 18回(1回/区×9区/期×2期)

イ 調査方法

(ア) 試料採取

保土ヶ谷工場内の分類作業場所において、委託者が指定したごみ収集車両から降ろされたごみの全量を、偏らないように試料採取容器に採取する。採取した試料の重量を計測し、「小さな金属類」については個々の名称も記録する。計測の終わった「小さな金属類」は委託者が指定した場所に保管する。

(イ) 組成調査対象試料の調整

委託者が指定する試料採取容器4籠(計8000)を確保する。残りの試料は、試料保管用容器(ポリ袋)に入れて委託者が指定した場所に保管する。

(ウ) 組成別重量の計測

表-2-(4)に従い分類し、各分類項目の重量を計測する。作業終了後、試料を試料保管用容器(ポリ袋)に入れて、委託者が指定した場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

(3) プラスチック製容器包装調査

ア 調査回数 18回(1回/区×9区/期×2期)

イ 調査方法

(ア) 試料採取

保土ヶ谷工場内の分類作業場所において、委託者が指定したごみ収集車両から降ろされたごみの全量を、偏らないように試料採取容器に採取する。

(イ) 組成調査対象試料の調整

委託者が指定する試料採取容器4籠(計8000)を確保する。残りの試料は、試料保管用容器(ポリ袋)に入れて委託者が指定した場所に保管する。

(ウ) 組成別重量の計測

表-2-(5)に従い分類し、各分類項目の重量を計測する。作業終了後、試料を試料保管用容器(ポリ袋)に入れて、委託者が指定した場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

7 各調査時の注意事項等

(1) 毎回、調査前に試料採取容器と分類作業用容器の風袋重量を計測する。なお、プラスチック製の容器は前期及び後期の調査前に風袋重量を計測すること。

- (2) 試料採取容器に試料を採取する際、採取容器を 30cm 程度持ち上げて落とす操作を 3 回以上行い、目減り分を補充する。ただし、過剰に詰め込まないこと。
- (3) 新聞・雑誌、木・竹類、衣類等の束や塊がある場合は分散し、同一項目のものが偏らないように採取すること。
- (4) 油分が多量に付着した繊維・紙類や、可燃性の粉末など乾燥時に発火する可能性のある物、液体の化粧品など気化して強い臭気を生じるもの、蛍光灯や電球など乾燥中に破裂する可能性があるものは、水分量計測用試料に入れないこと。
- (5) 内容物（液体等）を含む容器等が試料中にある場合は、容器を開封して分類すること。ただし、危険物や臭気の強い内容物が含まれる場合はこの限りでない。
- (6) プラスチック類と繊維類の複合品である靴やカバン、及び小型家電が試料中にある場合、委託者の指定した比率で案分し、結果に反映すること。
- (7) 資源物（分類作業後も含む）を保管する際、ブルーシートで覆うなど飛散防止を図ること。
- (8) 大型物等、施設を害する可能性がある試料を廃棄する際は、委託者の指示に従うこと。
- (9) 分類作業において分類項目の不明瞭な物は、委託者の指示に従うこと。また、分類等に誤りがある場合は、委託者の指示に従い再度分類作業を行うこと。
- (10) 調査結果の集計方法については、委託者の指示に従うこと。
- (11) 工場投入ステージからごみピットにごみを廃棄する際には、必ず墜落制止用具を着用すること。
- (12) 採取及び分類その他の作業時間は、9時から17時までを基本とする。
- (13) 調査日は平日を基本とするが、試料受入の都合上、土曜日等に行う場合がある。
- (14) 工場搬入ごみ調査及び事業系ごみ調査の試料採取は、1日1工場での実施を基本とする。
- (15) 家庭系ごみ調査の燃やすごみ及び別途回収品調査については1回につき1区を、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類調査とプラスチック製容器包装調査については、1回に複数の調査項目や試料を対象として実施することを基本とする。
- (16) 家庭系ごみ調査の試料採取は、9時15分から11時までを基本とする。なお、1つの試料の採取が複数日に分かれることがある。
- (17) 受託者は、委託者の都合により分類作業場所や試料採取場所等の変更が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。
- (18) 毎回、調査終了後に作業日報及び調査野帳を提出すること。また、調査結果を入力した分類集計表を、工場搬入ごみは月ごと、事業系ごみ及び家庭系ごみは期ごとに提出すること。

8 成果物

全調査終了後、工場搬入ごみ、事業系ごみ、家庭系ごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類、プラスチック製容器包装）の各調査結果及び調査時の写真集（デジタルカメラによる作業状況記録も含む）をひとまとめに綴った報告書を2部提出するものとする。報告書はパイプ式ファイルにインデックス等の仕切りで整理し、裏表紙には、受託者の名称、所在地、連絡先を記載する。

また、報告書（デジタルカメラによる作業状況記録も含む）については電子媒体で1部提出すること。なお、記録形式については、文章はMS-WORD、表とグラフはMS-EXCEL、写真はJPEGファイルとする。

表-1 委託者所有の備品及び消耗品

大型乾燥機(水分測定用)
水分測定用の各種金属バット
秤(重量計測用)
分類用作業台(卓球台を使用)
鉄製品分別棒
試料採取用200ℓ容器(籐製、竹製等)
分類等に使用する各種ポリバケツ

受託者が準備する必要のある物品等

清掃用具(箒、ちり取り、ドライワイパー等)
器具等の洗浄用具
試料採取用のスコップ
作業台等を覆うシート
床作業時の大型シート
試料保存用の容器(ポリ袋)

その他、調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。

表-2-(1) 工場搬入ごみ分類表

分類項目		重量	水分	
1	紙 類	○	○	
2	プラスチック類	ペットボトル	○	
3		容器包装		
4		レジ袋※1		
5		ワンウェイプラスチック		使い捨てカトラリー等
6				上記以外
7		小型家電※2		
8		ポリ袋※3		
9		その他		
10	木・竹 類	○	○	
11	絨 維 類	○	○	
12	厨 芥 類	○	○	
13	金 属 類	○	○	
14	ガ ラ ス 類	○	○	
15	そ の 他※4	○	○	

※1:内容物が入った状態のものを「レジ袋」とし、内容物がないものは「容器包装」とする。

※2:「小型家電」は指定比率でプラスチック類と金属類に案分する。

※3:内容物が入った状態のものを「ポリ袋」、内容物がないものはワンウェイプラスチックの「上記以外」とする。

※4:“使い捨てライター”は「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

注1:燃やすごみ調査と共通の分類項目については表-2-(3)「燃やすごみ分類表」に準ずる。

注2:複合製品で分解できない物(靴、カバン)など、上記分類項目に分類できない物は、報告書に特記欄を設け別途計量し、商品名を記載する。

表-2-(2) 事業系ごみ分類表

分類項目		重量	水分	主な対象物
1	紙類	○	○	段ボール、紙パック、新聞紙、折り込みちらし、フリーペーパー、広報誌、OA用紙、コピー用紙等の上質紙、シュレッダーくず(袋詰め等、分別可能な状態になっているもの)、雑誌、Yシャツ等の中台紙、台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、紙芯、紙筒、葉書、名刺、レシート、個別包装紙、紙コップ・紙皿(汚れていないもの)、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、プラスチックボトルの紙製ラベル、牛乳びんの蓋、靴箱の中紙(緩衝材)、リーフレット、ダイレクトメール等のちらし ※内面アルミ加工の紙、ワックス加工紙、包装・充填材等に使用されたもの、油等がしみ込んでいるものは「資源化できない紙」へ
	資源化できない紙			フッ素加工紙、ワックス加工紙(段ボール含む)、ビニールコーティング紙、カーボン紙、カップ麺等紙製蓋、銀紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、紙容器(ヨーグルト・アイスクリーム・カップ麺・洗剤)、石鹸の個別包装紙、紙おむつ、生理用品、ペット用シート等
4	ペットボトル※	○	○	飲料(清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等)、特定調味料(しょうゆ、しょうゆ加工類(めんつゆ、ぼん酢等)、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢(すし酢)、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)) ※指定PETボトルの識別マーク付きのものに限る。
	容器包装(業務用商品)			大容量の業務用食品の袋を中心として、製菓などの製造業、飲食業の業務において原材料として使用する商品の容器包装。例:内容物がkg単位の冷凍食品(海産物、カット野菜など)大袋、数100グラム単位以上のクリームなどの大袋、数10kg単位以上の小麦粉袋、調味料・製菓用抹茶粉末の大袋・大ボトル、数kg以上のパスタ大袋、数L単位の液体調味料ボトルなど。その他、小型の容器包装であっても一般家庭で使用することが一般的でないもの、同一のものがまとまって多量に出てきた場合も含む。
	容器包装(その他)			その他のペットボトル(指定PETボトルの識別マークのあるものを除く。)、プラマークのある物、プラ製ボトル、チューブ類、カップ・パック類、プラ製キャップ・ラベル類、プラ製トレイ、ポーション(コーヒーのミルク等)、洗剤等の詰替用プラ製容器、納豆容器、食品・日用品の袋、レジロール、包装フィルム、発泡スチロールの容器、商品を包んだラップ(ラベル等貼付)、野菜等梱包用ネット類、緩衝材類、日用品のプラ製外箱、薬錠剤シート、シャンプーノズル、レジ袋(内容物がないもの)等であって、上記業務用に該当しないもの。
	レジ袋・ポリ袋(内容物があるもの)			小売店等において、購入した商品を入れるためにレジで渡されるポリオレフィン等の材質で作られた袋。 ※内容物が入っていない状態で捨てられたレジ袋は「容器包装(その他)」に、ポリ袋は「その他プラスチック類」に分類する。
	その他プラスチック類			合成樹脂くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等合成高分子系化合物に係るもの、小型家電(携帯電話、CDプレイヤー等のデジタル機器、USBメモリやドライブ等のパソコン機器、イヤホン、ACアダプタ、電源コード類、ラジオ、家庭用ゲーム機、電卓、カメラ、電子体温計、電子手帳、電子辞書等、ドライヤー等主にプラスチックでできている家電製品)、三角コーナー、ザル、ボウル、水切りトレー、タッパー等の密封容器、ポリ袋(内容物がないもの)、ひも類、ビデオテープ、クリーニング屋の袋、ボールペン、金属含有プラスチックハンガー、合成ゴム・皮革等等
8	加工物	○	○	木・竹(割り箸、つまようじ、マッチのじく、木製家具等)、廃木材(木質建設廃材、木製パレット)
	自然物			せん定枝(原姿のまま)、草、落葉、生け花に使用された花、竹、笹等
10	繊維類	○	○	衣類(下着、靴下を含む)、シャツ、毛布、カーテン、ウエス、タオル等
	合成繊維			化学繊維製の布と衣類、不織布製品、ストッキング等
12	調理くず等	○	○	調理くず(例:肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等)、ペットフード等 ※過剰除去を含む。
	食べ残し			食べ残し(1パック中に数枚使用し、残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等)
	手付かず厨芥			賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄された物
15	金属類(電池を除く)	○	○	鉄製またはアルミ製の缶(飲料缶・缶詰缶・のりなど食料品用缶類等)、その他缶類(ペンキ缶等)、スプレー缶(ハアスプレー、殺虫剤等)、ガスボンベ、30cm未満の鉄・非鉄製品(鍋、やかん、フライパン、包丁、等)、主に金属でできた30cm未満の機器(トースター等)、金属製のふた、工具、ハンガー、ホチキス針、釘、クリップ、安全ピン、アルミ箔、アルミ箔製品(グラタン皿、ポップコーン皿等)等
	電池			乾電池、充電式電池、ボタン電池
17	ガラス類	○	○	ガラス(酒びん、ビールびん、牛乳びん、無色・茶色・その他のびん、コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧瓶、カレット等)、コンクリート(コンクリート、アスファルト、石)、陶磁器、電球、蛍光灯等 ※電球、蛍光灯等は水分測定から除外する。
18	その他	○	○	土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ(袋のまま)、毛、乾燥剤、保冷剤、パップ等、ペットトイレ材、ペット等の糞(袋のまま)、薬、炭類、人工肛門、廃油類(容器ごと)、使い捨てライター等

※:キャップ、ラベルは分けなくてよい。

注1:紙おむつまたはペット用シートのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。

注2:「小型家電」は指定比率でプラスチック類と金属類に案分する。

注3:厨芥類の判断基準については別紙を参照する。

注4:納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体又はペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せずに厨芥類に入れてもよいこととする。

注5:“使い捨てライター”は「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

注6:複合製品で分解できない物(靴、カバン)など、上記分類項目に分類できない物は、報告書に特記欄を設け別途計量し、商品名を記載する。

表-2-(3) 燃やすごみ分類表

分類項目		重量	水分	主な対象物
紙類	資源化できる紙	本、雑誌、新聞紙、ちらし、カタログ、その他の紙	○	週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、教科書、新聞紙、折込みちらし、カタログ、パンフレット、OA用紙、コピー用紙等上質紙、シュレッターした紙(袋詰め等になっている状態のもの、分別できない場合は、資源化できない紙へ)、Yシャツ等の中台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、トイレットペーパー・ラップ等の紙芯、紙筒、葉書、名刺、レシート、トイレットペーパー等の個別包装、紙コップ・紙皿(汚れていないもの)、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、紙製ラベル、ダイレクトメール等のちらし、紙製容器包装(「資源化できない紙」に該当するものを除く)なお、段ボール、紙バックを除く。※包装、充填材に使用された紙、油等がしみ込んだ紙は、資源化できない紙とする。
		段ボール	○	※内面アルミ加工の紙、ワックス加工紙は資源化できない紙へ
	可燃ごみ	資源化できない紙	○	汚れた紙、フッ素加工紙、ワックス加工紙(段ボール含む)、ビニールコーティング紙、カーボン紙、カップ麺等紙製蓋、銀紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、内面アルミ加工の紙バック、紙容器(ヨーグルト・アイスクリーム・カップ種・洗剤)、石鹸の個別包装紙等 ※包装、充填材に使用された紙、油等がしみ込んだ紙
		紙おむつ※1	○	紙おむつ、生理用品、ペット用シート等
		ペットボトル※2	○	飲料(清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等)、特定調味料(しょうゆ、しょうゆ加工類(めんつゆ、ぼん酢等)、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢(すし酢)、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)) ※指定PETボトルの識別マーク付きのものに限る。
プラスチック類	容器包装	食品用ボトル容器※2	○	食用油等のプラマークのあるボトル容器(食用油、オイル成分を含むドレッシング等、ソース、焼き肉のたれ等)
		上記以外のボトル容器※2	○	プラマークのある洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品等のプラマークのあるボトル容器(ノズル単体を除く)
		食品用のチューブ容器※2	○	マヨネーズ、からし等の食品が入っていたプラマークのあるチューブ容器
		上記以外のチューブ容器※2	○	歯磨き粉、液状のり、ハンドクリーム等の食品以外のものが入っていたプラマークのあるチューブ容器
		トレー	○	発泡食品トレー、透明トレー、菓子箱・菓子袋内のトレーなど ※総菜などを入れる、はめ込み式の蓋をする容器は「カップ」とする
		カップ	○	カップ麺の容器、プリンやヨーグルトの容器、豆腐のバック容器、総菜用の容器(蓋と本体が一体でないもの)等のプラマークのある容器 ※蓋が付いたままのものはそのままよい ※カップのフタと明らかに分かるフタはカップに分類する(ゼリー等の薄いフタも含む)
		バック	○	本体とふたが一体で商品を包む容器、総菜、卵、ハム、チャーシュー、かにかま、納豆等のプラマークのあるバック容器
		袋(アルミ複合)	○	菓子袋、レトルト用パウチ袋、詰め替え用洗剤の袋等のプラマークのあるアルミ張り合わせの袋
		袋(アルミなし)	○	食品・日用品の袋、詰め替え用洗剤の袋等、レジロール(ラベル等貼付)
		包装・包み・ラベル	○	生魚・肉などのトレー入りあるいは饅頭などの商品を包んだラップ(ラベル等貼付)、野菜等梱包用ネット、ペット・その他ボトルのラベル、たばこなどの透明のあるいは魚肉ソーセージ等の包装フィルム、キャンディ等のひねり包装等
		キャップ	○	単独で捨てられたキャップ(ボトル、チューブのキャップ等)
		薬剤シート	○	薬錠剤シート、使い捨てコンタクトのパッケージ等
		プラスチック類	レジ袋	内容物があるもの
内容物がないもの	○			小売店等において、購入した商品を入れるためにレジで渡されるポリオレフィン等の材質で作られた袋。そのうち内容物が入った状態で捨てられたもの。※印刷の有無を問わない。
使い捨てカトラー等	○			プラスチックでできているフォーク、スプーン、ストロー、マドラー等
使い捨て食品付属品等	○			弁当、総菜、アイスクリームなどに付属しているプラスチックでできている串、バラシ等
使い捨て生活用品等※4	○			プラスチックでできている髭剃り、歯ブラシ、ヘアブラシ、髪留め、シャワーキャップ、使い捨て手袋等
使い捨て袋・ラップ等	○			ラップ(ラベルなし)、ポリ袋(内容物なし)、レジロール(ラベルなし・内容物なし)、ジップロック、三角コーナーのネット等
使い捨て食器等	○			プラスチックカップ、クリアカップ等
その他使い捨て製品等	○			PPバンド、結束バンド、ブラひも、ビニールテープ、タンポンアプリータ、苗木ポット(ラベルなし)等
小型家電※3	○			携帯電話、CDプレイヤー等のデジタル機器、USBメモリやドライブ等のパソコン機器、イヤホン、ACアダプタ、電源コード類、ラジオ、家庭用ゲーム機、電卓、カメラ、電子体温計、電子手帳、電子辞書等、ドライバー等主にプラスチックでできている50cm未満の家電製品
プラスチック類	その他			ポリ袋
		プラスチック製品(単一成分プラスチック、PP製、PE製)	○	三角コーナー、ザル、ボウル、水切りトレー、タッパー等の容器、ワンウェイプラスチックに該当しないプラスチック製の商品等
		その他プラスチック製品(ひも状プラスチック、金属含有プラスチックを含む)	○	ひも類、ビデオテープ、クリーニング屋の袋、ボールペン、金属含有プラスチックハンガー、合成ゴム・皮革等
木竹類	加工物	加工物(割り箸除く)	○	つまようじ、竹串、マッチの軸、木製家具等その他加工品
		割り箸	○	割り箸
		自然物	○	せん定枝(原姿のまま)、草、落葉、生け花に使用された花、竹、笹等
繊維類		○	化学繊維製の布と衣類、不織布製品、衣類(下着、靴下を含む)、シーツ、毛布、カーテン、ストッキング、ぬいぐるみ、ウエス・タオル等の(汚れたものも含む)	
プラスチック類	厨芥類	調理くず等	○	調理くず(例:肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等)、ペットフード ※過剰除去を除く
		食べ残し	○	食べ残し(1パック中に数枚使用し、残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等)
		手つかず厨芥	○	賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄された食品(未開封の加工食品、調理加工されていない野菜、果物、魚介類、生卵など) ※外袋が開封済みでも個別包装が未開封のものを含む。
		過剰除去	○	調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの
金属類	鉄製の缶類	アルミ製の缶類	○	飲料缶、缶詰缶、その他の缶等食品用缶類
		小さな金属類	○	30cm未満の鉄・非鉄製品(鍋、やかん、フライパン、包丁、等)、主に金属でできた30cm未満の機器(トースター等)、金属製のふた、ペンキ缶、工具、ハンガー、ホチキス針、釘、クリップ、安全ピン等
		その他資源にならない金属	○	アルミ箔、アルミ箔製品(グラタン皿、ポップコーン皿等)等
		スプレー缶	○	カートリッジ式ガスボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤、塗料用等
		電池	○	乾電池、充電電池、ボタン電池
		ガラス類	不燃物	びん類
その他ガラス・陶磁器類	○			コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧品や化学薬品(飲み薬を除く)のびん、5cm未満のカレット、自然石、陶磁器、コンクリート、アスファルト等
蛍光灯、電球	○			蛍光灯、電球
その他		○	土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ(袋のまま)、毛、乾燥剤、保冷剤、パップ等、ペットトイレ材、ペット等の糞(袋のまま)、薬、炭類、人工肛門等	

※1: 紙おむつまたはペット用シートのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。

※2: キャップ、ラベル、ノズルは分けなくてよい。

※3: 「小型家電」は指定比率でプラスチック類と金属類に案分する。

※4: 継続して反復使用する商品としての歯ブラシ、髭剃り、ブラシ等は除く

注1: 厨芥類の判断基準は別紙を参照する。

注2: 納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体またはペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せずに厨芥類に入れてもよいこととする。

注3: 複合製品で分解できない物(靴、カバン)など、上記分類項目に分類できない物は、報告書に特記欄を設け別途計量し、商品名を記載する。

注4: 「使い捨てライター」は「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

表-2-(4) 缶、びん、ペットボトル及び小さな金属類分類表

分類項目				重量	
缶・びん・ペットボトル分類表	飲料・酒類・しょうゆ用ペットボトル ※指定PETボトルの識別マーク付きのものに限る。	蓋付	ラベル付	○	
			ラベル無	○	
		蓋無	ラベル付	○	
			ラベル無	○	
	缶類	鉄缶（飲料・缶詰・その他食品等のもの）		○	
		アルミ缶（飲料・缶詰・その他食品等のもの）		○	
	びん類	リターナブルびん（酒びん・ビールびん・牛乳びん）		○	
		びん類（食べ物・飲み物・飲み薬のガラスびん）		○	
	小さな金属類				○
	プラスチック製容器包装	レジ袋	内容物があるもの	○	
			内容物がないもの	○	
		上記以外のプラスチック製容器包装		○	
	ポリ袋	内容物があるもの		○	
	異物	紙類		○	
		プラスチック類（ペットボトル、容器包装、ポリ袋（内容物があるもの）を除く）		○	
		木竹類		○	
		繊維類		○	
		厨芥類		○	
		金属類（缶類、小さな金属類を除く）		○	
		ガラス類（びん類を除く）		○	
	その他		○		

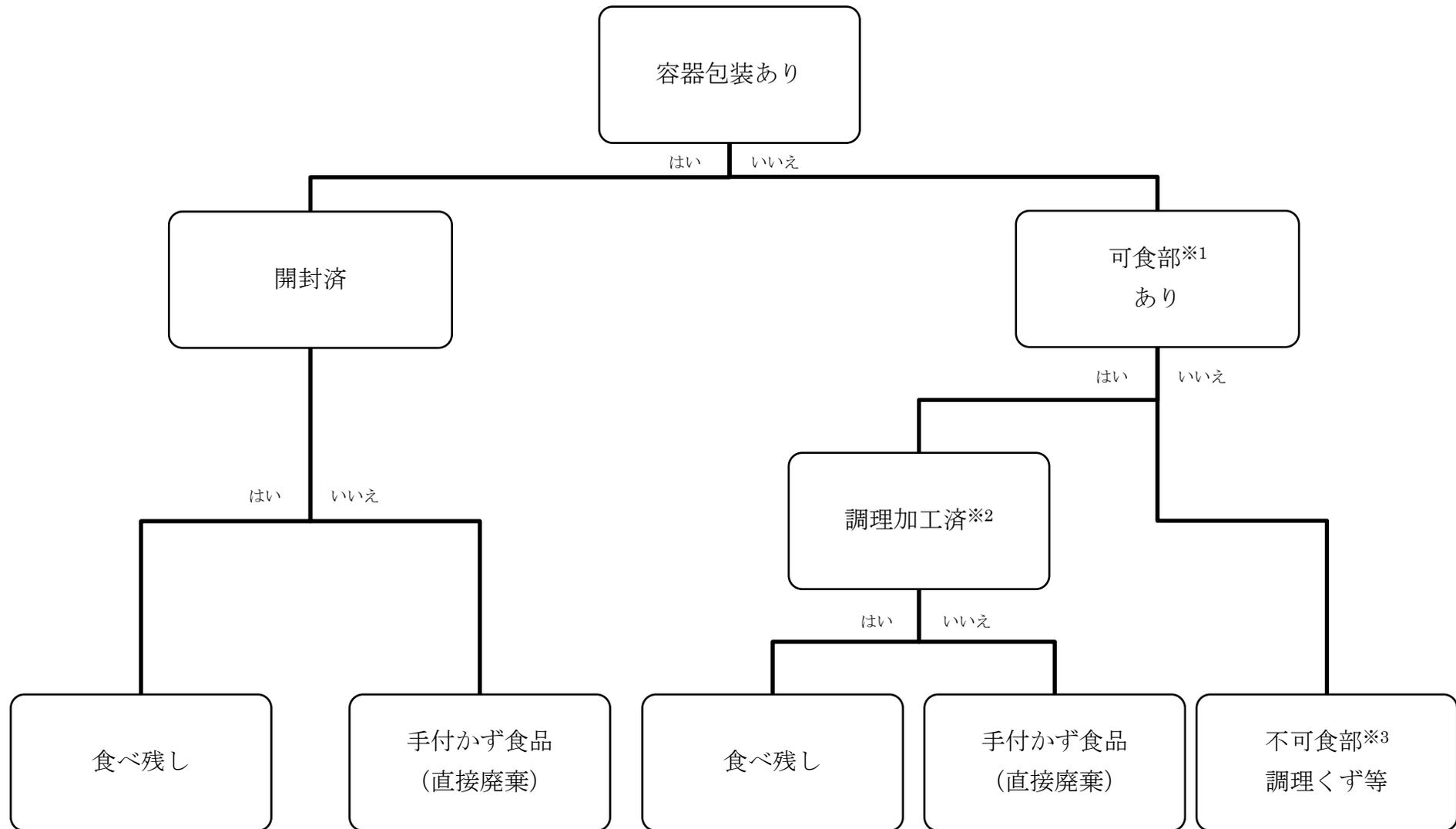
※燃やすごみ調査と共通の分類項目については「燃やすごみ分類表」に準ずる。

表-2-(5) プラスチック製容器包装分類表

プラスチック製容器包装分類表	プラスチック製容器包装（下記トレイは除く）		○	
	食品トレイ（発泡白トレイ、発泡プリントトレイ（裏が白色のもの））		○	
	レジ袋	内容物があるもの	○	
		内容物がないもの	○	
	ポリ袋	内容物があるもの	○	
	その他プラスチック類	ペットボトル（飲料・酒類・しょうゆ用） ※指定PETボトルの識別マーク付きのものに限る。		○
		プラスチック製品（単一成分プラスチック、PP製、PE製）		○
		その他のプラスチック製品 （ひも状プラスチック、金属含有プラスチックを含む）		○
	異物	紙類		○
		木竹類		○
		繊維類		○
		厨芥類		○
		金属類		○
		ガラス類		○
		その他		○

※燃やすごみ調査と共通の分類項目については「燃やすごみ分類表」に準ずる。

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準



- ※1 そのままで食用可能な部分、あるいは調理加工を行うことにより食用可能な部分。「過剰除去」は、当該判断では「可食部なし」とする。
- ※2 加熱や切碎などが加えられたもの。加工食品も含む。
- ※3 骨や殻、へタなど一般に食するのに適さないもの。別紙『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』を参考に決定した「過剰除去」に該当するものは、「過剰除去」とする。

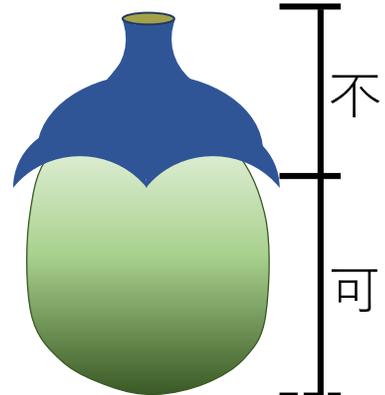
食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準

調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの。表1のいずれかに該当し、かつ**重量**で可食部が全体の概ね6割程度以上のものを「過剰除去」とする。

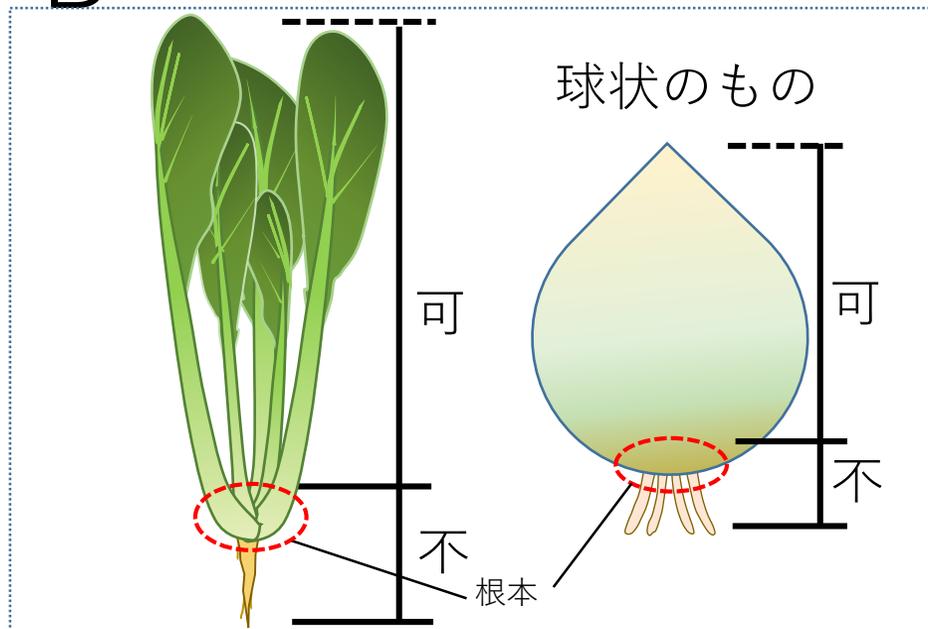
表1

番号	不可食部	可食部	主な対象品	備考
A	へタ	実	茄子、胡瓜、ピーマン、柿	
B	根～根本	葉・茎	小松菜、青梗菜、万能ねぎ、三つ葉、ニラ、キャベツ、玉ねぎ、長葱、豆苗	ニラは分岐部分から根本側の、緑色が薄い部分を不可食部とする。
C	根本	根	大根、人参	
D	青い部分	白い部分	長葱 ※長葱及びそれと同等の太さの葱類のみを対象とする。	青い部分の分岐よりも上を不可食部とする。
E	皮	中心部、つぼみ* ※ブロッコリー	大根、じゃがいも、りんご、さつまいも ブロッコリー（茎）	むいた皮の一番厚いところが概ね5mm以上のものを「過剰除去」とする。
F	両端部	両端の間	蓮根、さつまいも	両端の硬い部分を不可食部とする。
G	石づき	柄～傘	えのき茸	石づき側の末端から傘方向に概ね5cm以上残っているものを「過剰除去」とする。
H	外側や先端部の 枯れた褐色部分	枯れていない部 分	玉ねぎ ※以上1項目のみを対象とする	はがされた外側の鱗片、または切られた上部分について可食部割合の判断を行うとする。

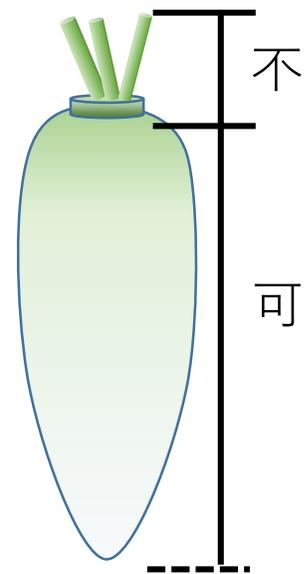
A



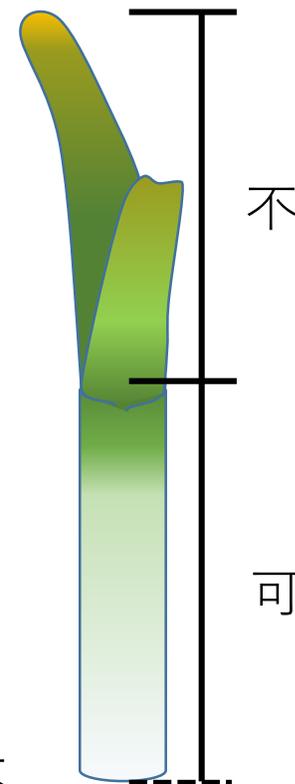
B



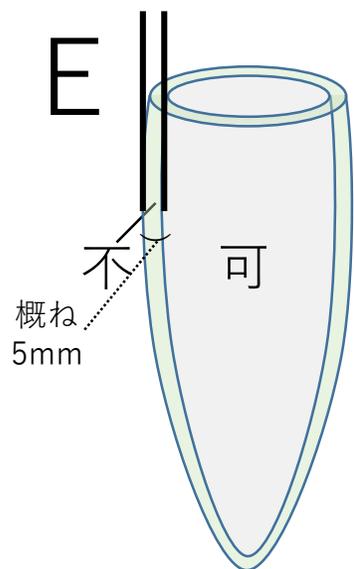
C



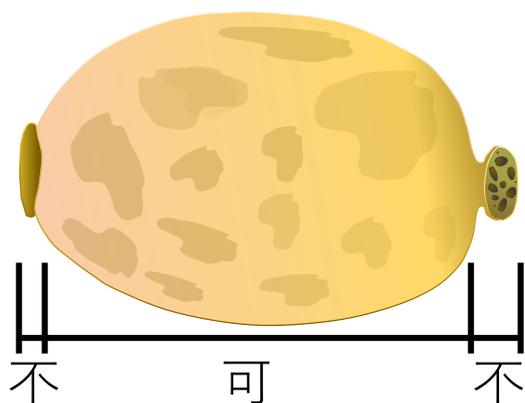
D



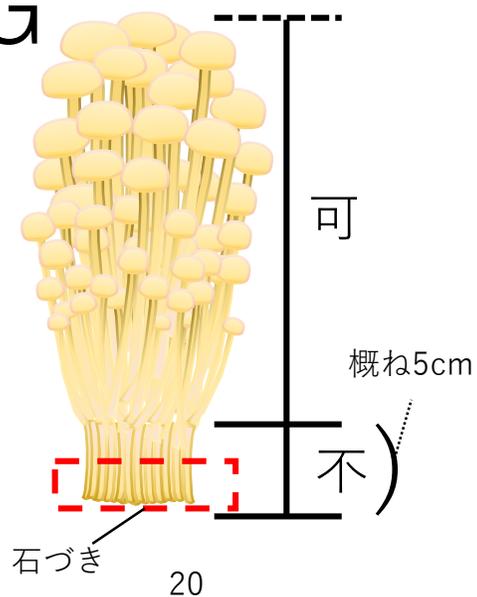
E



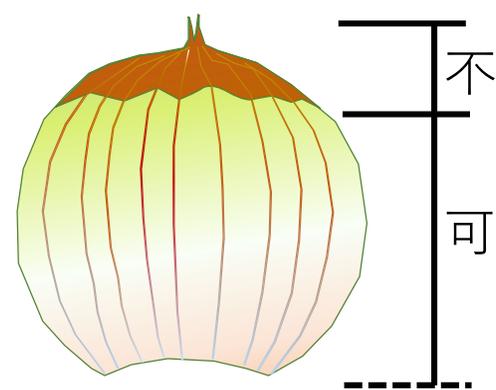
F



G



H



個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事

務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、

受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとします。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和元年 8月
☑	資源循環局工場構内作業基準	平成30年 4月
☐	資源循環局処分場・排水管理構内作業基準	平成30年 4月
☐	資源循環局各施設構内作業基準	平成30年 4月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	平成28年 7月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	平成28年 7月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	平成28年 7月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年 5月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年 5月
☑	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
☑	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
☐	前金払に関する特記事項	
	本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができます。	

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページ上にて公開していますのでダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

3 適用する委託契約約款

本委託は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市委託契約約款を適用することとします。